第百二十二条の次に次の一条を加える。

（不動産の鑑定評価を要する権利等）

第百二十二条の二　法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、第十六条の二各号に掲げるものとする。

第百二十四条中「第二百一条第一項に」を「第二百一条第二項に」に改め、同条第一号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第二百一条第一項」を「第二百一条第二項」に改め、同号ロ(1)中「又は(2)」を削り、同号ロ(2)中「第二百一条第一項」を「第二百一条第二項」に改め、同条第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「第二百一条第一項」を「第二百一条第二項」に改め、同号イ(2)を削り、同号ロ(2)中「又は(2)」を削り、同号ロ(3)中「第二百一条第一項」を「第二百一条第二項」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第百三十二条第一項第二号及び第四号中「第十一条第一項」を「第十一条各項」に改め、同項第八号中「第二百一条第一項」を「第二百一条各項」に改める。

第百三十五条第一項中「よる権限（」の下に「同条第四項の規定及び」を加え、同条第二項中「よる権限」の下に「（法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同条第三項中「の規定及び」を「及び第四項の規定並びに」に改める。

第百三十六条に次の六項を加える。

4　長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第一号に掲げる権限は、法第二十六条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第六十条第一項、第二百十九条第一項若しくは第二百二十三条第一項に規定する行為を現に行い、若しくは行おうとする者の主たる事務所の所在地又は当該行為が行われ、若しくは行われようとする地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われ、若しくは行われようとする地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

5　前項の委員会の権限については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、次項又は第七項の規定により法第二十六条第一項、第六十条第一項、第二百十九条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による申立て（第八項及び第九項において「禁止命令等の申立て」という。）の関係人又は参考人（以下この条において「関係人等」という。）に対して法第二十六条第七項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第二百十九条第三項又は第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第百八十七条の規定による処分（第八項及び第九項において「調査のための処分」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長も行うことができる。

6　長官権限のうち法第二百二十五条第四項の規定により委員会に委任された同項第二号に掲げる権限は、関係人等の住所又は居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

7　前項の委員会の権限で関係人等の営業所その他必要な場所（以下この項及び次項において「関係人等の営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該関係人等の営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

8　前項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、その管轄区域外にある同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等の営業所等に関する調査のための処分の必要を認めたときは、当該関係人等に対し、当該調査のための処分を行うことができる。

9　第七項の規定により関係人等に対して調査のための処分を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行う必要を認めたときは、当該関係人等以外の同一の禁止命令等の申立てに係る関係人等に対して調査のための処分を行うことができる。

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の十四の二の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の七第四号の二イに規定する政令で定める事項等）

第三十七条の十四の三　法第七十三条の七第四号の二イに規定する政令で定める事項は、同号に規定する特定目的信託の効力が生じた日から同号イに規定する社債的受益権の元本の償還が完了するまでの期間が二十年以下であることとする。

2　法第七十三条の七第四号の二ロに規定する政令で定める要件は、同号ロに規定する特定資産について、同号に規定する特定目的信託の効力が生じた時から当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時まで引き続き同号に規定する原委託者において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従い同号に規定する受託信託会社等への譲渡がなかったものとして会計処理が行われており、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであることとする。

一　当該信託契約において、当該原委託者により当該受託信託会社等から買い戻されなければならない旨が定められていること。

二　当該信託契約の締結に際し、当該受託信託会社等が当該特定資産を当該原委託者に売り戻すことができる権利を当該原委託者が当該受託信託会社等に付与していること。

附則第七条第三項第二号中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項ただし書中「次条第十四項」を「次条第十五項」に改める。

第三条の二の見出し中「利子」を「利子等」に改め、同条第一項第一号中「の利子」の下に「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を加え、「利子の額」を「利子等の額」に改め、同項第二号中「利子」を「利子等」に改め、同条第十七項中「発行をした者で」を「発行者は、」に、「利子につき」を「利子等につき法第九条の六第四項又は」に、「をしなかったものは、その者」を「がされなかった場合には、当該発行者」に、「当該利子」を「当該利子等」に、「おける当該発行をした者」を「おける当該発行者」に、「、当該発行をした者」を「、当該利子等の支払をする者」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「発行をする者」を「発行者」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「発行者」を「利子」を「利子等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の表前条第三項の項中「次条第十四項」を「次条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七号まで」の下に「、第十号」を、「掲げるもの」の下に「（同項第十号に掲げるものにあつては、社債的受益権に該当するものに限る。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「発行をする者」を「発行者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第八号を同項第九号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち社債的受益権（資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権をいう。第十項において同じ。）に該当するもの

第三条の二第七項を同条第八項とし、同条第六項中「利子」を「利子等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利子」を「利子等」に、「発行をする者」を「発行者」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「発行をする者」を「法第五条の三第二項に規定する発行者（以下この条において「発行者」という。）」に改め、同項第二号中「発行をする者」を「発行者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第五条の三第二項に規定する政令で定めるものは第八項第五号に掲げるものとし、同条第二項に規定する政令で定める者は同号に掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者とする。

第三条の二に次の一項を加える。

19　法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十二項の規定の適用がある場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「同項第八号」とあるのは、「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十二項の規定の適用がある場合を除き、所得税法第二百二十五条第一項第八号」とする。